

社会福祉法人とよさか福祉会

理事等報酬等規程

令和5年7月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人とよさか福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事等の報酬の額は、別表のとおり支給する

(費用弁償)

第3条 業務のため出張する理事等への費用弁償は別に定める役職員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。ただし、理事会等の出席については支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨を持って本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む事ができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬の計算方法は、月の初日から末日までとし、その支給日は翌月末日（この日が休日の場合は金融機関の前営業日）とする。ただし、月額報酬については当月末日に支払う。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う

附 則

この規程は、平成16年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第2条）

		月額報酬 (毎月)	日額報酬（1日）	
			会議等 (理事会、評議員 会、監事監査等)	研修等 (法人業務の出張等)
理 事	理事長	180,000円	なし	なし
	業務執行理事	130,000円	なし	なし
	職員兼務理事長	180,000円	なし	なし
	職員兼務理事	130,000円	なし	なし
	上記以外の理事	なし	10,000円	10,000円
監 事		なし	10,000円	10,000円
評議員		なし	10,000円	10,000円
第三者委員		なし	10,000円	10,000円

(摘要)

- ・ 理事、監事及び評議員の報酬の各年度の総額が5,000,000円を超えないこと。

【削除】